

令和3年度 国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

我が国の都市行政においては、社会経済情勢の変化に伴い、人口減少や高齢化、厳しい財政制約等の諸課題が顕在化する中、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す「Society5.0」の実現を推進しているところである。

そのためには、先進的技術をまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティの実現に向けた取組が重要である。

令和元年度より、先進的技術をまちづくり分野に取り入れ、持続可能で分野横断的な取組により、都市・地域の課題解決に係るソリューションシステムの構築を目指す提案を公募し、先行モデルプロジェクト等を選定したところである（令和元年5月31日公表及び令和2年7月31日）。今般、スマートシティを社会実装するため、令和元年度及び令和2年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的な社会実装に向けた実証実験を公募するものである。

(2) 応募主体

応募は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（以下「協議会等」という。）である（設立予定も含む。）ことを条件とする。

※民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※民間事業者等のみ、地方公共団体のみでの応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わない。

※協議会等は契約予定時期（8月中）までの設立を要件とする。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書または参加証明書等）を提出すること。（様式任意）

(3) 支援事業の選定

①過去に選定された先行モデルプロジェクト（本公募への応募が必要）と新たに選定する先駆的なプロジェクトにおける令和3年度に実施する実証実験（10～20事業程度）に対し、「スマートシティ実証調査」（国土交通省都市局：令和3年度 2.2億円）により財政支援を行う。本支援に採択された事業（令和3年度先行モデルプロジェクト）は、企画提案を行ったスマートシティ実行計画の推進に必要となる実証実験の取組内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる。

なお、支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担（人的貢献に対応した人件費相当額を含む）をコンソーシアムが行うことが必要。

②国土交通省職員等が全国のプロジェクトの経験・知見を生かし、実証実験の実施に向けた助言等の支援（ハンズオン支援）を行う。本支援に採択された事業（令和3年度重点事業化促進プロジェクト）については今回の公募において財政支援は行われない。

2. 応募書類記載内容

下記（1）～（5）について、「別紙3：令和3年度スマートシティ関連事業応募様式」に記載すること。

(1) 応募書類（共通事項）

※「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」参照

(2) スマートシティ実行計画の概要（1枚）

実行計画の概要（どのような技術を用いて、いつまでに何を行うか）、街の課題と解決方法等について記載すること。

また、添付資料として下記の観点等について記載されているスマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること。スマートシティ実行計画あるいはそれに類するものについては評価対象外とする。

<スマートシティ実行計画の記載上の観点（例）>

- 1) 基本事項（①事業の名称②事業主体の名称③事業主体の構成員④実行計画の対象期間等）
- 2) 対象区域
- 3) 区域の目標
- 4) 区域の課題
- 5) KPIの設定
- 6) 先進的技術の導入に向けた取組内容
- 7) スマートシティ実装に向けたロードマップ
- 8) 構成員の役割分担
- 9) 持続可能な取組とするための方針
- 10) データ利活用の方針
- 11) 横展開に向けた方針

※支援が決定したプロジェクトのスマートシティ実行計画は国土交通省のホームページで公表する

(3) 本事業で実施する実証実験の取組内容（2枚）

(2) で記載した実装に向けた課題解決のために本実証実験で実証したい仮説、仮説の検証に必要な実証実験の具体的な内容（対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等）、検証方法、実施時期、金額規模について記載すること。また、スマートシティ実現に導入される技術について、先進性や汎用性・発展性の観点等を踏まえて、記載すること。

表1 対象分野（例）

(ア) 交通・モビリティ	(イ) エネルギー	(ウ) 防災
(エ) インフラ維持管理	(オ) 観光・地域活性化	(カ) 健康・医療
(キ) 農林水産業	(ク) 環境	(ケ) セキュリティ・見守り
(コ) 物流	(サ) 都市計画・整備	(シ) その他

※スマートシティ官民連携プラットフォームホームページを参照

(4) 本事業で実施する実証実験により得られる知見（1枚）

(3) で掲げた仮説の検証により得られる他都市に展開可能な一般化された知見、実装に向けた展開について記載すること。

(5) プロジェクトの事業費（1枚）

実証実験の事業費及びその他のスマートシティに関連するプロジェクトの事業費を記載すること。なおプロジェクト事業費の内訳として国等からの補助を想定している事業費とコンソーシアム単独負担の事業費を明記すること。本項目は評価の対象外とする。

(6) 本事業で実証するサービス等の実装に向けたスケジュール

(1) に記載したサービス等が実装されるまでのスケジュールについて記載すること。

※実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること

(7) 関連する取組

リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等がある場合は記載すること

3. 企画提案の評価基準

選定にあたっては、地域性を考慮しつつ、以下の表3の評価基準に基づき、合同審査会の審議を経て、選定を行う。

表3 評価基準

【必須項目】

必須要件
応募主体:民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会(コンソーシアム)等の団体(設立予定を含む)
社会実装:実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること
その他:応募に当たってはスマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること

【評価項目】

評価番号	評価の観点
(1)適合性	<p>主に実行計画に関して、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されていること。</p> <p>実証実験が「スマートシティ・ガイドブック」に基づき、「3つの基本理念:市民(利用者)を中心主義」("Well-Being の向上" に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視)、「3つの基本理念:ビジョン・課題フォーカス」('新技術'ありきではなく、「課題の解決、ビジョンの実現」を重視)及び「3つの基本理念:分野間・都市間連携の重視」(複合的な課題は広域的な課題への対応等を図るため、分野を超えたデータ連携、自治体を越えた広域連携を重視)等が明確に示されていること。</p>
(2)「具体性・実行性」	<p>実証実験の実施に関して、サービス事業者等の民間企業や大学・高専等の研究教育機関などが参画する実施体制を確立し、実証実験のスケジュールや資金計画等を含めて事業の実施計画が効率的に組まれており、確実な実施・運営が見込めること。</p>
(3)「継続性」	<p>実証するサービス等が令和7年度までの社会実装を見込み、実装までの具体的な道筋が示されていること(必須項目と重複)。</p> <p>地方公共団体等中心となる組織が確たる司令塔機能を有し、公民学等の関係主体による推進主体がそれぞれの主体の適切な連携のもと、機動的、機能的にその役割を果たすとともに、システムの維持やサービスの提供等に要するコストを負担する安定的で自立した財源を用意するなど、運営面、資金面での持続可能性を確保すること(スマートシティ・ガイドブック)。</p>
(4)「汎用性・発展性」	<p>実証するサービス等が他地域でも適用可能な技術の導入や活用であり、社会的な課題や要求に対応したものであること。</p>
(5)「先進性」	<p>実証実験で用いる導入技術が技術的に確立されているが、サービスとして社会実装されておらず先進的であること。または、既に他のサービスとして社会実装されている技術であるが、明確にそのサービスと違い、より先進的であること。</p> <p>(3D 都市モデルと他のデータ(防災、エネルギー、地域経済等)を組み合わせた新たなサービスの実装を行うもの等)</p>

(6)その他:スマートシティを推進に関する取組

	リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等のスマートシティを推進に関する取組を実施する場合に、加点。(有効と評価できる取組が複数ある場合は、更に加点)。
--	--

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局と提出方法

「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照すること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①「別紙3：令和3年度スマートシティ関連事業応募様式」

共通事項および本事業の対象箇所（本公募要領2. 応募書類記載内容を参照）について記載の上、提出すること。

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) R3スマートシティ」

②スマートシティ実行計画あるいはそれに類するもの（A4縦）：

PDFファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

※支援が決定したプロジェクトのスマートシティ実行計画は、国土交通省のホームページにて公表する。

(2) 公募要領の掲載について

○場所 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000173.html

○方法 上記URLよりダウンロード

(3) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせは、下記の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂本（内線32672、32674）

電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8411 FAX：03-5253-1590

mail : hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

(4) 企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(5) 契約手続き

選定された提案の応募主体と契約手続きを行う。予算の総額は2.2億円を予定している。

なお、契約手続きに際しては、実施内容や成果物の内容等について、応募者と個別に協議等することとする。契約形態については請負契約を想定している。